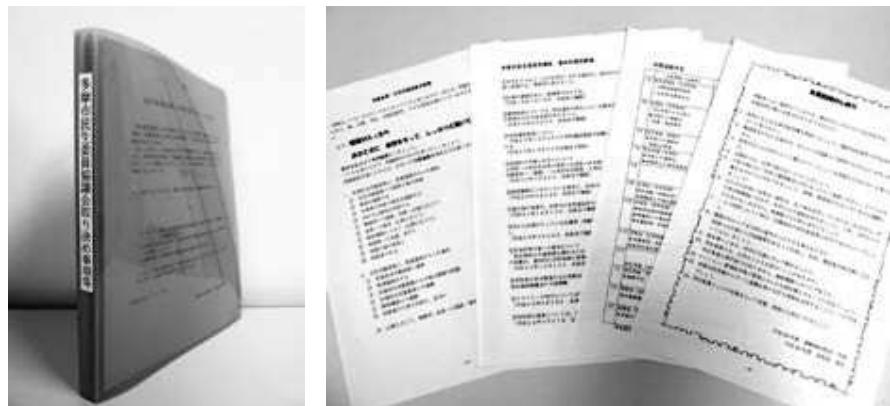


■ 活動例 6

活動のルール、体制づくり

世田谷区民児協では、調査訪問や救急車への同乗、医療行為に関する同意要請などの際の対応の目安、災害時の対応マニュアルなどを整備し、誰もが活動しやすい体制づくりに取り組んでいます。また区内の**上北沢地区民児協**では、協議内容の説明にパソコンを活用したり、事務連絡に一斉送信メールを利用するなど、通信環境の変化に対応した運営を工夫しています。

多摩市民児協では、平成25年の一斉改選を機に、市民児協としての取り決め事項をまとめたファイルを作成しました。ファイルには、民生委員・児童委員と主任児童委員、民生・児童委員協力員の役割や市民児協の活動ルール（長期不在時の対応や見守りの手法、あて職・マスコミ対応、会計基準など）、関係諸機関の一覧、各種規則・要綱等が綴じられており、全委員に配布しています。また、改定に応じて差し替えられるよう、ポケット式のファイルにし、常に最新情報を保存できるようにしています。



4

児童委員活動の充実（子どもを育む）

活動の現状を点検し、担うべき役割を整理し、子どもと家庭を育む豊かな取り組みを展開します

平成29年は、児童福祉法が制定され、その中で児童委員が設置されてからも70周年の節目を迎えます。また、平成6年に主任児童委員が設置されてから、20年以上が経過しており、この機会に児童委員・主任児童委員としての実践や連携の現状、活動のあり方を振り返りましょう。

併せて、**児童委員協議会としての機能**を確認し合い、その活動の充実を図るとともに、時代の変化に対応したネットワークの確立を目指しましょう。

1 児童委員としての意識の再確認と確かな実践

全ての民生委員は、児童委員を兼ねています。虐待や貧困、いじめ、不登校、引きこもりなど子どもを取り巻く問題は、世帯が抱える課題でもあります。地域で日常生活を見ることができる区域担当児童委員の存在は、支援の大きな力になります。児童委員としての使命を意識し、見守りや行事参加を通じて地域の親子と顔見知りになることから始め、子ども自身の声に耳を傾け、地域で成長を喜び合う関係づくりを進めましょう。

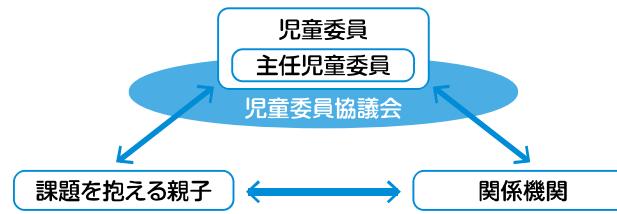


2 主任児童委員の役割や連携のあり方の整理

区域担当児童委員との連携のもと地域のニーズに応じた実践を重ねる地区がある一方、役割分担が上手くいかず、効果的な支援につながらっていない地区も見受けられます。児童委員と主任児童委員の役割や連携のあり方をいま一度点検し、相互に確認し合いましょう。

3 児童委員協議会としての機能

民生委員協議会は、児童委員協議会でもあります。定例会において児童関連の話題を必ず盛り込むなどし、子どもや子育て家庭をめぐる課題を共有することで児童委員としての自覚を高めましょう。また、児童福祉施策の充実に向けては、協議会として積極的な意見具申を行うことを考えてもよいでしょう。



4 時代の変化に対応したネットワークの再検討

「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の地区連絡協議会(四者協)」が始まって間もなく40年になります。四者協は、児童をめぐる各機関相互の連携を図るために公的協議体がなかった時代に、都の児童相談所と立ち上げた「二者協」がその始まりです。東京独自の取り組みとして、その後、学校や子ども家庭支援センター等も加わり、情報共有と協働の窓口としての役割を果たしてきました。

近年では校区ごとに実施したり教職員研修の一環に位置付けたりするなど、取り組みを拡充させている地域がある一方、学校訪問や要保護児童対策地域協議会等とのすみ分けに悩む地域も見られます。保育所・幼稚園、PTA、健全育成団体などの参画も含め、地域の状況に応じた運営、ネットワークの構築を再検討してみましょう。

<四者協の歩み>

- 昭和55年 「児童委員と児童相談所の連絡協議会(二者協)」
- 昭和56年 教育委員会が参加し、三者になる
- 昭和62年 地区(区市町村)単位で実施
- 平成6年 「児童委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会(三者協)」に名称変更
- 平成10・12年 小規模化の実施・強化
- 平成17年 参加者の緩和について明記
- 平成20年 構成員として、子ども家庭支援センターを位置付け
要保護児童対策地域協議会と併行開催可
- 平成22年 「子ども家庭支援センター」を正式名称に追加(四者協)

■ 活動例 7

活動に関する覚書

[大田区](#)では、平成19年、全委員が児童委員としての共通認識を持って取り組むための指針(下記)を定め、改選ごとに会長協議会で確認し、委員への周知徹底を図っています。

【大田区児童委員の活動指針】

- ①児童支援活動については、各地区会長の下、地区的児童委員全員が共通認識を持つて活動する
- ②子育て支援(個別ケース以外)の窓口担当者は、個人のつながりではなく地区協議会として行い、担当者が交代しても継続できるようにする。また、窓口担当者は、地区会長と連絡を密にする。
- ③個別ケースについては、主任児童委員が児童福祉に関する機関との連絡調整を行い、地区会長に報告する。また、主任児童委員は当該地区児童委員と情報を共有し、連携して児童問題の解決にあたる。



■活動例 8

子ども、家庭とつながる取り組み

目黒区南部第1地区民児協では、チャイルドソーターとして、毎年、学区の小学1年生との交流活動をしています。七夕飾り、昔あそびや染物などの体験学習をしたり、一緒に給食を食べながら親睦を深めます。地域での子どもたちへのあいさつや声掛け、見守りのきっかけとなり、子どもたちと児童委員の間に自然なつながりが生まれています。今年で4年目、あと2年続ければソーターと全校児童が顔見知りになります。



また、区の主任児童委員部会の活動として、地域の児童館に子どもの悩みを何でも投稿できる意見箱を設置し、子どもたちの悩みを直接受け止める活動もしています。



西東京市第4地区民児協では、市民児協全体で行っている学校訪問や四者協の他に、毎年1回、小中学校や保育園、児童館を担当委員が訪問し、子どもの様子等の話を聞いてくるという活動を行っています。その内容は「児童関係機関連絡会」として定例会で報告され、地区内の各機関の状況や地域の子どもと家庭の様子を、委員全体で把握しています。定例会で報告し合うことで、児童委員としての意識の向上につながっています。

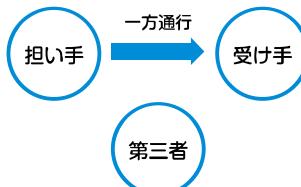
5

協働による地域福祉活動（地域をむすぶ）

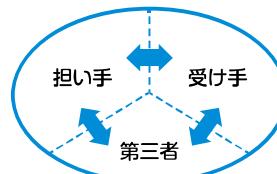
関係機関や団体とのさらなる連携のもと、住民、地域を巻き込んだ協働の実践を広げます

地域福祉の担い手の確保が難しくなる中、地域のあらゆる機関と実効性の高い連携体制を構築し、委員活動の理解者を広げ、住民や地域関係者を巻き込んだ地域ぐるみの活動を展開していくことが求められています。これまで福祉の受け手とされてきた人々や福祉とは関わりがないと考えられてきた地域の事業者、団体、学校・大学などを含め、**地域の多様な主体が協働して「新しい支え合い」**を生み出していきましょう。

これまでの担い手



これからの担い手



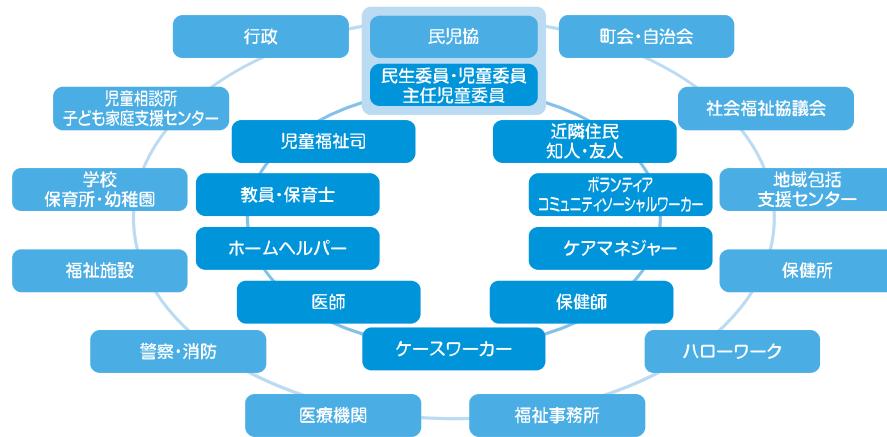
誰もが担い手・受け手になる
(地域のあらゆる人・組織)

1 協働のルール

地域には、さまざまな団体や機関があります。互いの活動や一緒に取り組む目的を確認し合うことが協働の第一歩です。また協働を進めるためには、必要な情報を共有・活用し、具体的な役割分担を明確にしていくことが欠かせません。特に、個人情報を取り扱う場合は、ネットワークの構成員に守秘義務をかけたり、取り扱いのルールを定めるなどして適切な管理を行いましょう。

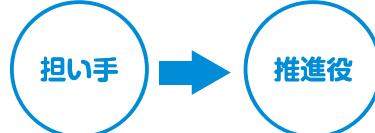
2 実効性の高いネットワークの構築

民児協が各団体との連携の窓口となり、顔の見えるつながりを形成していくことは、協働を育む大事な要素です。民児協を代表して参加する他機関・他団体の各種会議や委員会は、こうしたつながりを作る絶好の機会です。近年では、こうしたネットワークが区市町村、支所、町会・自治会段階などで、重層的に設置されるようになっています。これらが縦横に、有機的に連動し合ってこそ、地域課題を吸い上げ解決に結び付けることができます。なお、小地域の課題に対応する地区社会福祉協議会等の組織が当該地域にない場合、民児協から各方面に対し、それらの構築に向けた働き掛けを行うことも考えられます。



3 支え合い活動の拡充

ネットワークで培った人脈は大きな力です。他の機関や組織の力を借りることで、困難と思われていた課題が解決につながったり、現在の活動が進展したりする可能性を持っています。これまでのように委員自らが支え合い活動を直接担うだけでなく、地域福祉の推進役として、支え合い活動を地域住民に担つてもらうための人材育成にも目を向けましょう。また、そうした協働の中から次期民生委員・児童委員として相応しい人材を発掘していくことも意識化していきましょう。

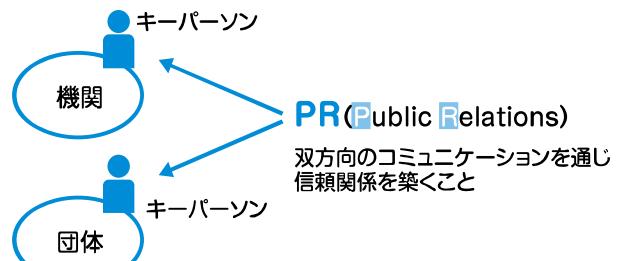


担い手としての役割

- 人材の発掘・育成
- 地域課題の発信、活動の広報
- 行政や他機関・他団体との連携
- 活動全体のコーディネート

4 関係機関・団体、住民への周知

協働を円滑に進めるためには、民生委員・児童委員の存在と役割を地域に正しく理解してもらうことが必要です。広くあまねく知らせるだけでなく、関係諸機関・団体のキーパーソンとなる関係者を軸に活動を伝える取り組みを展開することや、若い世代の理解者を増やすためにインターネットを活用することも一つの方法です。さまざまな機会や媒体を通じて、周知対象を意識した広報活動を展開し、地域の理解者、協力者を広げていきましょう。



■ 活動例 9

地域の課題解決にみんなで取り組む

豊島区では、現在、区内3つの地域で、子どもたちへの学習支援活動が実施されています。きっかけは「ホームレス支援団体が行う炊き出しに地域の子どもが並んでいる」ところを **民生委員・児童委員** が発見し、社会福祉協議会に連絡を入れたことでした。そこでまず食事の取れない子どもの問題を共有した **民児協**、子ども家庭支援センター、青少年育成委員らが協力して、学校の夏休み期間に地域の集会所で「子どもまつり」を開催しました。そしてカレーライスを提供する傍ら「子ども向け相談コーナー」を設置し、子どもの悩みを把握しました。こうした活動を通じて学校の勉強についていけない子どもたちの存在が明らかになったことから、関係者が協力して学習支援活動（食事・おやつ作りを含む）を行うことになりました。この活動で大きな役割を果たしているのは大学生のボランティアです。民生委員・児童委員は、学習会への参加の呼び掛けや当日のお手伝いだけでなく、学校の卒業とともに学習会に来なくなつた子どもたちの状況確認やフォローも行っています。委員の気付きから始まった取り組みが、幅広い関係者の連携の中で、さらに広がりつつあります。





■ 活動例 10

支え合いを仕組みにする

八王子市第12地区民児協では、自治会、地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携した「支え合いネットワーク事業」を展開しています。この事業の担い手は、2つの団地をまたぐ連合自治会です。自治会が見守りを必要とする人の調査をし、名簿を上記の関係者で共有しています。現在440名程の登録者の見守りを行うのは、同じ地域の住民です。自治会で選出した協力員が研修を受け、守秘義務等に関する同意書を結び、活動のポイントや連絡先が記入された専用の手帳を携え平常時の見守り活動を行います。3年目となる本事業の協力員は170名程で、協力員交代時の引き継ぎ書も整えられました。この活動は、災害時要援護者支援を進める民児協の関係各所への働き掛けから始まり、民生委員・児童委員は協力員の活動を補完し、自治会や関係各所との調整役として力を発揮しています。

都民連の重点事業

都民連では、5つの活動強化方策に対応する重点事業を定め、順次单年度計画に反映し、各事業を実施してまいります。

重点事業1 活動の伝承と委員相互の研鑽による個別支援力の向上

- 100年の活動の総括とその実践を内外に伝える広報活動の展開
- 各種研修事業を通じた相談・支援力の向上とスーパーバイズ^(*)機能の充実
- 定例会、班内での事例報告・検討の促進
- 個別支援活動の充実に資する資料の開発
- コミュニティソーシャルワーカー等の専門職との連携強化

個別支援
活動の向上

(*) スーパーバイズ

経験豊富な先輩が、後輩に対し助言等を与えながら継続的に成長を支える仕組み

重点事業2 班活動の定着に向けた班編成の推進

- 段階的な目標の設定と促進策の事業化、検証
導入期…班編成の手引きの作成、研修や広報の展開
拡充期…班活動の好事例の共有やノウハウの提供
定着期…班活動を継続的に行っていくための支援
- 班体制の確立に向けた関係機関への周知・理解促進

班体制
の確立



第3章 10年後の地域を見据えて

ルーテル学院大学教授 金子 和夫

これからの東京と福祉

わが国の高齢化は急速に進んでいます。昭和45(1970)年に7%を超えた高齢化率は、平成6(1994)年に14%、そして平成27(2015)年の国勢調査では26.7%にまで上昇しました。こうした高齢化の進展に伴い、認知症高齢者は平成24(2012)年に462万人(他に予備軍が400万人)にまで増加、平成37(2025)年には約700万人(65歳以上高齢者の約5人に1人)に達するものと見込まれています。また、平均寿命も伸長し、男性80.79歳、女性87.05歳(平成27年)、女性は世界一、男性もトップクラスです。

しかし、問題は何歳頃まで健康でいられるかということです。「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」を「健康寿命」と言いますが、WHOによればわが国の健康寿命は74.9歳(男女平均、平成27年)で、平均寿命との年齢格差は広がりつつあります。つまり、平均寿命は世界でもトップクラスにありながら、不健康な高齢期が長期にわたる可能性を示しています。

高齢化の一方で少子化も進んでいます。第一次ベビーブームには出生数約270万人、合計特殊出生率も4.32でしたが、「1.57ショック」を経て、平成27(2015)年には約100万人、1.46にまで減少しました。総人口が増減しない均衡状態の合計特殊出生率は2.08ですが、これを大きく下回り、国際的にも低い水準となっています。その結果、出生数から死亡数を引いた人口の自然増減数は約28万人で過去最大の減少幅となり、今後も人口減少社会が一層加速し、1億2,700万人の人口は将来的に9,000万人を割る状況にまで減少すると予測されています。年齢別人口をみても、65歳以上の老人人口比率が増加する一方、15歳未満の年少人口、15~65歳未満の生産年齢人口は減少傾向にあり、わが国の経済や産業、社会保障制度への影響が懸念されています。

地域もさまざまな変化をみせています。一般世帯数は約5,200万世帯へと増加する一方、世帯構成人員は一貫して減少し2.39人となっています(平成27年)。家族類型別では、一般世帯のうち「単独」がもっと多く(32.6%)、「夫婦と子ども」(28.1%)、「夫婦のみ」(20.1%)が続きますが、「ひとり親と子ども」世帯も増加傾向にあります(9.2%)。65歳

重点事業3 民児協をけん引するリーダーの育成と運営力強化

- 民児協リーダー層への組織運営研修の充実や運営の参考資料の提供
- 意見具申や関係会議を活用した民生委員・児童委員としての発信力の向上
- ブロック・区市町村間の交流支援
- 定例会、部会等の組織活動のあり方の検討
- 一人ひとりが役割を果たし自覚を高め合う組織運営の促進

民児協組織
の強化

重点事業4 児童委員・児童委員協議会活動の点検と啓発

- 児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の地区連絡協議会(四者協)の現状とあり方の見直し
- 児童委員の意識高揚と児童委員協議会の機能確認、役割周知
- 児童委員と主任児童委員相互の役割理解と連携の促進
- 子どもの成長に応じた切れ目ない連携体制の検討

児童委員
活動の充実

重点事業5 協働のための基盤整備とさらなるPR活動の展開

- 委員の存在や役割の理解を深める重層的な普及・啓発活動の展開
- 個人情報保護や守秘義務についての正しい理解と周知・徹底
- 各民児協、班における地域資源の把握と実践事例の集約
- 協働活動に取り組む民児協の奨励
- ホームページの活用・充実

協働による
地域福祉活動